

臨床工学科

1. 学科の特色と指導方針

近年、工学の知識を医学へ応用する学問分野である医用工学の進歩がさまざまな検査機器、人工臓器や生命維持管理装置などの開発を促してきました。これら高度で精密な医療機器は、臨床（医療）の現場では必要不可欠となり、的確にかつ安全に取り扱う専門技術者が業務を行うようになってきています。

臨床工学科は、学部概要に示した基本理念のもとで豊かな人間性を涵養し、電気・電子・情報処理・機械などの工学領域と保健衛生学・医学及び医療を総合的に捉え、最先端の高度化・専門分化する医療技術を十分に習得した上で複合的な学識・技術と課題設定・解決力を備えた教育・研究者（大学院への進学予定者）の育成あるいは新しいタイプの専門職業人としての臨床工学技士の養成をめざすことを特色としています。

その基盤となる「臨床工学」の基礎を修得できるよう学部共通科目、生命健康科学基盤科目を開講します。この科目群を履修することにより、

- ① 人体の常態と病態（疾病）ならびにその社会的背景と医の原点を理解することができるよう指導します。

上記の科目群に続いて、開講される学科専門科目群では

- ② 「臨床工学」を支える基本的な知識と技術を修得できるよう指導します。

次いで、学科専門科目群を受講することにより、

- ③ 生命維持管理装置の操作、保守点検が的確に行える基本技術と臨床工学分野における医療機器の開発能力や問題解決能力が習得できるよう指導します。

さらに、医療現場において臨床実習を行うことにより、

- ④ 臨床工学の知識を深め、実践能力を高めます。

いずれの専門性を修得する場合にも、課題を自ら設定し解決する能力を培うために、4年次には、通年で演習・研究科目を履修します。

指定された科目を受講して所定の単位を取得することにより、臨床工学技士国家試験の受験資格を得ることができます。

2. 履修上、特に注意すること

- (1) 全体として128単位以上を取得すること。
- (2) 各学年の春学期と秋学期のオリエンテーションでは、自己の適性や能力を勘案して授業科目履修申告をすることが大切であり、授業計画（シラバス）などを通読して、授業科目を選択する。良く分からない場合は、指導教授に積極的に相談することが望まれる。
- (3) 全学共通教育科目の内から21単位以上を取得すること。なお、初年次教育科目からは1単位、スキル教育科目と外国語教育科目から4単位以上（英語4単位を含む。）、教養課題教育科目と特別課題教育科目から12単位以上、健康とスポーツから1単位以上を取得すること。
- (4) 学部教育科目の内、学部共通科目、生命健康科学基盤科目：「人体の構造と機能Ⅰ」、「疾病と障害の病態及び医療Ⅰ」、および「保健医療と社会Ⅰ」の科目区分から学科で定める必修科目を含めて12単位以上を取得すること。
- (5) 学科専門基礎科目の内、「人体の構造と機能Ⅱ」、「疾病と障害の病態と医療Ⅱ」、「保健医療と社会Ⅱ」、「臨床工学の基礎」および「医療英語」の科目区分から学科で定める必修科目を含めて33単位以上取得すること。

(8) 学科専門基礎科目及び「臨床実習」を除く学科専門科目の実習科目は、対応する必修の講義科目を履修しないと履修できない。
 (9) 学科専門科目：「医用機器学及び臨床支援技術」, 「生体機能代行技術学」及び「医療安全管理学」の実習科目の単位を取得できない場合、「臨床実習」の履修はできない。

(6) 学科専門科目の内、「生体・医用工学」, 「医用機器学」, 「生体機能代行技術学」, 「医用安全管理学」および「臨床実習」, 「演習・研究」の科目区分から学科で定める必修科目を含めて46単位以上を取
 得すること。 49

~~(7) 特に、学科専門基礎科目の中の「疾病と障害の病態と医療Ⅱ」および「臨床工学の基礎」の科目群は臨床工学科における中核的な科目群であり、また、指定規則（厚生省告示第99号）でも取得を義務づけている科目が多いことから単位数を超えてできるかぎり多く履修すること。~~

~~(8) 「臨床工学の基礎」で行う実習には、工学部の施設で行うものがある。工学部における実験上の注~~
 (7) 意事項を守ること。

~~(9) 3年次までの必修科目の単位を取得できない場合、「臨床実習A～D」の履修はできない。~~

(10) 臨床実習中は、無断欠席、無断遅刻、レポート提出遅延などがないように留意すると同時に臨床実習指導者や指導担当教員の指示を守り、事故の防止に努めなければならない。

3. 履修単位の上限について

各学期に履修できる単位数の上限を下記のとおり定める。

学 期	1	2	3	4	5	6	7	8	計
履修単位上限	24	24	24	24	24	24	20	20	184

- 注) 1. 定められた単位数を超えて履修することはできない。
 2. 2つの学期にわたる科目の単位は2分の1として計算する。

4. 学修進行の制限（学修進行の制限に関する規程（81頁）を参照すること。）

第4条 6期（3年次）終了時において、次の各号に定める単位（科目）を修得しない者は、卒業研究に着手することが認められず、7・8期（4年次）の授業科目を履修することはできない。

- (1) 卒業に必要な単位数のうち100単位

5. 卒業の要件

全学共通教育科目	初年次教育科目	必修科目1単位		21 単 位 以 上	128 単 位 以 上	
	スキル教育科目	4単位以上				
	外国語教育科目	[英語*4単位（必修科目2単位を含む。)]				
	教養課題 教育科目	人文リテラシー	12単位以上			
		社会リテラシー				
		科学技術リテラシー				
	リベラルアーツ教育科目					
	特別課題教育科目					
健康とスポーツ	必修科目を含めて1単位以上					
スポーツ活動						
学部教育科目	学部共通科目	学科で定める必修科目を含めて	12 単 位 以 上	107 単 位 以 上		
	生命健康科学基盤科目					
	学科専門基礎科目	学科で定める必修科目を含めて	33 単 位 以 上			
	学科専門科目	学科で定める必修科目を含めて	49 単 位 以 上			